

第24回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

令和5年1月26日(木曜日)
午前10時(受付開始午前9時15分)

開催場所

兵庫県尼崎市昭和通二丁目6番68号
尼崎市中小企業センター 1階ホール

決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
第3号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)継続の件



証券コード：8917

- ・新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、当日のご出席を極力お控えいただき、書面(郵送)又はインターネット等による議決権の事前行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。
- ・株主総会終了後の株主懇談会は中止とさせていただきます。また、飲食物、お土産のご提供もございません。
- ・ご来場される場合の注意事項などにつきましては、2頁に記載の「当日ご来場される株主様へのご注意とお願い」をご参照ください。

目次

第24回定時株主総会招集ご通知	1
<当日ご来場される株主様へのご注意とお願い>	2
株主総会参考書類	5
(添付書類)	
事業報告	29
連結計算書類	49
計算書類	51
監査報告	53

(証券コード 8917)
令和5年1月11日

株 主 各 位

兵庫県尼崎市東難波町五丁目6番9号
ファースト住建株式会社
代表取締役社長 中 島 雄 司

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、本株主総会におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を実施した上で開催させていただくことといたしました。株主の皆様のご安全確保および感染防止のため、当日のご出席を極力お控えいただき、書面（郵送）又はインターネット等による議決権の事前行使をご検討くださいますようお願い申しあげます。つきましては、後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申しあげます。令和5年1月25日（水曜日）午後5時45分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 令和5年1月26日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時15分） |
| 2. 場 所 | 兵庫県尼崎市昭和通二丁目6番68号
尼崎市中小企業センター 1階ホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第24期（令和3年11月1日から令和4年10月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第24期（令和3年11月1日から令和4年10月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| 第3号議案 | 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件 |

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.f-juken.co.jp/>）に掲載しております。従いまし

て、本招集ご通知添付書類に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人または監査等委員会が会計監査報告または監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.f-juken.co.jp/>）に掲載させていただきます。
- ◎議決権行使書とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- ◎インターネット等により、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

＜当日ご来場される株主様へのご注意とお願い＞

- ・株主総会にご出席の株主様への飲食物、お土産のご提供はございません。また、株主総会終了後の株主懇談会も中止いたします。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ・ご高齢の株主様や基礎疾患のある株主様、妊娠されている株主様、体調のすぐれない株主様は、ご出席をお控えください。
- ・ご来場の際にはマスクをご持参いただき、会場内でのマスクの常時着用、会場受付での手指の消毒にご協力ください。
- ・座席間隔を広く確保するため、ご用意できる座席数が例年に比べて大幅に減少いたします。満席によりやむを得ずご入場を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・会場受付での検温にご協力ください。発熱が認められる株主様、咳き込むなど体調不良とお見受けされる場合、ご入場を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・本株主総会に出席する当社役員および運営スタッフもマスクを着用してご対応させていただきます。
- ・感染防止のため議事の時間を短縮し、議場での報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細なご説明は省略させていただきますので、株主様におかれましては、事前に本招集ご通知をご高覧くださいますようお願い申し上げます。
- ・今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.f-juken.co.jp/>）にてお知らせいたします。



# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使<sup>®</sup>」

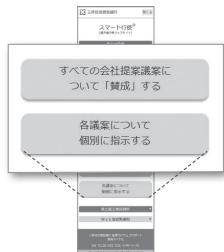
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

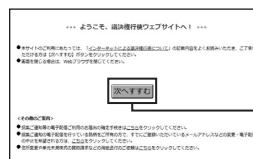
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

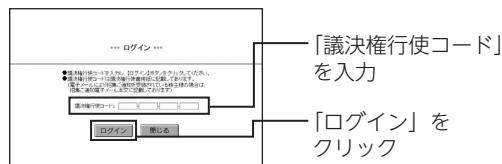
## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

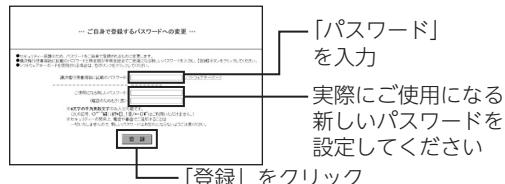
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり、当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴う経過措置に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)                                                                                                                                                        | (削 除)                                                                                                                                                                                                                  |
| <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> | <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等の電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> |
| 附 則                                                                                                                                                                                | 附 則                                                                                                                                                                                                                    |
| <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>当社は、第17回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>                                                           | <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 当社は、第17回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>                                                                                           |

| 現 行 定 款<br>(新 設) | 変 更 案                                                                                                                                                                                                             |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                  | <p>(株主総会参考書類等の電子提供措置等の経過措置)</p> <p>第2条 変更後定款第14条(株主総会参考書類等の電子提供措置等)の規定にかかわらず、令和5年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>② 附則第2条は、前項の株主総会の日から3か月を経過した日をもってこれを削除する。</p> |

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

なかじま ゆうじ  
**中島 雄司**

(昭和32年6月8日生)

所有する当社の株式数…………… 338,900株

再任

### 【略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況】

昭和60年4月 飯田建設工業株式会社（現 一 平成12年10月 代表取締役社長（現任）  
建設株式会社）入社 平成30年5月 アオイ建設株式会社代表取締役社長（現任）

平成11年7月 当社取締役

平成12年3月 代表取締役

### <取締役候補者とした理由>

中島雄司氏は、当社創業者として長年にわたり経営の先頭に立ち当社の発展に大きな貢献を積み重ねるとともに、取締役としての役割を適切に果たしてまいりました。その豊富な経験と実績を活かし、今後も当社の企業価値向上に貢献するものと期待できることから、引き続き取締役候補者としたしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

2

な か や ま      な る と  
**中山 成人**

(昭和46年1月15日生) 所有する当社の株式数…………… 100株

再任

**【略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況】**

|          |            |          |                  |
|----------|------------|----------|------------------|
| 平成5年3月   | 豊島商事入社     | 平成29年1月  | 取締役首都圏支社長        |
| 平成15年6月  | 当社入社       | 平成29年11月 | 取締役企画営業部長兼首都圏支社長 |
| 平成25年11月 | 執行役員浦和支店長  |          |                  |
| 平成27年9月  | 執行役員首都圏支社長 | 令和元年11月  | 取締役企画営業部長（現任）    |

**<取締役候補者とした理由>**

中山成人氏は、当社入社以来、支店長・支社長の職を歴任し、主力の戸建事業における営業実績を積み重ねてきた他、関東圏への事業進出を牽引いたしました。また、平成29年1月からは取締役として当社の経営にも携わり、取締役としての役割を適切に果たしてまいりました。これらの経験と実績を活かし、今後の当社の事業拡大ならびに企業価値向上に貢献するものと期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

3

お お た      ま さ の り  
**大田 昌典**

(昭和49年4月12日生) 所有する当社の株式数…………… 900株

再任

**【略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況】**

|         |                               |        |                     |
|---------|-------------------------------|--------|---------------------|
| 平成7年4月  | 株式会社平野組入社                     | 令和元年8月 | 執行役員工事部長            |
| 平成19年6月 | 当社入社                          | 令和2年1月 | ファースト工務店株式会社取締役（現任） |
| 平成29年1月 | 工事部首都圏支社次長兼関東ブロック(現 首都圏ブロック)長 | 令和3年1月 | 取締役工事部長（現任）         |

**<取締役候補者とした理由>**

大田昌典氏は、当社入社以来、工事部門において施工管理などの業務実績を積み重ねた他、関東圏への事業進出に際しては新規エリアでの施工体制の構築に貢献いたしました。また、工事部長に就任後は、施工体制・工程管理の強化や建築コストの管理など工事部門の課題に適切に取り組んでまいりました。これらの経験と実績を活かし、今後の当社の企業価値向上に貢献するものと期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

ひがし  
東ひでひこ  
秀彦

(昭和32年6月14日生) 所有する当社の株式数…………… 1,000株

再任

## 【略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況】

|          |                            |          |                     |
|----------|----------------------------|----------|---------------------|
| 昭和62年10月 | 監査法人中央会計事務所入所              | 平成24年 1月 | 取締役管理部長（現任）         |
| 平成 3年 3月 | 公認会計士登録                    | 平成26年 3月 | ファースト工務店株式会社取締役（現任） |
| 平成19年 8月 | 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 | 平成30年 5月 | アオイ建設株式会社取締役（現任）    |
| 平成23年11月 | 当社入社、管理部長                  |          |                     |

## &lt;取締役候補者とした理由&gt;

東秀彦氏は、公認会計士としての資格と経験を有する他、取締役に就任して以来、管理部門の責任者として当社の発展に大きな貢献を積み重ねるとともに、取締役としての役割を適切に果たしてまいりました。その豊富な経験と実績を活かし、今後も当社の企業価値向上に貢献するものと期待できることから、引き続き取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で取締役に被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、本招集ご通知・事業報告の39頁に記載のとおりであります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## 【参考資料：取締役のスキル・マトリックス】

| 氏名      | 役職・担当          | 企業経営 | 不動産 | 建築 | 財務・会計・ファイナンス | 法務・コンプライアンス | IT |
|---------|----------------|------|-----|----|--------------|-------------|----|
| 中 島 雄 司 | 代表取締役社長        | ◎    | ◎   | ○  |              |             |    |
| 中 山 成 人 | 取締役<br>企画営業部長  | ○    | ◎   |    |              |             |    |
| 大 田 昌 典 | 取締役<br>工事部長    | ○    |     | ◎  |              |             |    |
| 東 秀 彦   | 取締役<br>管理部長    | ○    |     |    | ◎            | ○           | ○  |
| 藤 本 智 章 | 取締役<br>常勤監査等委員 |      |     |    | ◎            | ○           | ○  |
| 田 村 一 美 | 社外取締役<br>監査等委員 |      |     |    | ◎            |             |    |
| 水 永 誠 二 | 社外取締役<br>監査等委員 |      |     |    |              | ◎           |    |

※上記一覧表は、各取締役に有する全ての専門性・経験を表すものではありません。

○を付けたスキルの中で特に代表的なスキルに◎を付けております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

### 第3号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、令和2年1月24日開催の第21回定時株主総会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、「現行プラン」といいます。）を継続することについて、株主の皆様のご承認をいただいておりますが、その有効期間は、令和5年1月開催予定の第24回定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）終結の時までとなっております。

当社は、現行プラン導入以後の関係法令の改正や社会・経済情勢の変化、買収防衛策に関する議論の動向等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から買収防衛策のあり方について引き続き検討してまいりました。その結果、本総会において株主の皆様にご承認をいただくことを条件として、現行プランに所要の変更を行った上で継続すること（以下、継続後のプランを「本プラン」といいます。）を決定いたしました。

そこで、本議案は、本プランについて、株主の皆様の意思を適切に反映させるため、出席株主の皆様の過半数の賛成をもって本プランの継続のご承認をお願いするものであります。

なお、本プランは、現行プランから一部語句の修正・整理等を行っておりますが、実質的な変更はございません。

また、本プランによる買収防衛策の継続については、取締役会において、監査等委員3名（うち、社外取締役2名）を含む取締役全員の賛成により承認されております。

#### I. 会社支配に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式等の大規模買付行為に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式等の大規模買付行為の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性がある等、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような行為に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式等の大規模買付行為を提案した者との交渉等を行う必要があると考えております。

#### II. 会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

##### 1. 企業価値向上への取組み

当社は、不動産業（戸建住宅販売）を主力事業としており、以下の企業理念に基づいて社会に貢献するとともに、お客様に良質な住宅を低価格にて提供することによって、業績の向上、収益基盤の強

化と経営の安定に努めてまいりました。

#### <企業理念>

- 一、 住宅作りにおいて、社会へ貢献する。
- 二、 より良いものを、より安く、より早く、より安全に提供することで社会へ貢献する。
- 三、 人を育て、健全経営を行い、社会へ貢献する。

当社は、関西地区においては戸建住宅販売でトップクラスの販売棟数を供給するとともに、近年は東海、広島、福岡、関東方面にまで販売網を広めており、今後も既存エリアにおける深耕と事業エリアの拡大を推し進めるために年間2～3支店を目途に支店の新設を継続してまいります。

また、戸建住宅販売事業以外の住宅分野に進出し、注文住宅事業、マンション分譲、賃貸住宅も手がける他、関連事業として住宅オプション事業や損害保険、生命保険の分野にまで業務領域を広げ、平成27年より大型木造建築物の請負事業等も行っております。

当社は、経営の重点課題として以下の事項を認識しております。

- ・人材（当社においては人財といたしております。）の活用と採用

採用においては、長期的かつ安定的な人材確保を目的として、新卒者の定期採用を継続して実施するとともに、中途採用も実施して即戦力となる人材の確保に努めております。育成面においては、現場での実務研修のほか、社内外の講師を招いた研修会を定期的で開催し、業務に必要となる知識や技能の教育を実施しており、また資格支援制度によって各種業務資格の取得を促進しております。

- ・施工能力の確保と建設労働者の高齢化、減少への対応

継続して協力業者の新規開拓に取り組みとともに、海外からの技能実習生の受け入れ等の取組みを行っております。

- ・多方面への住宅事業、同関連事業への進出による安定的な経営基盤の確立

現在、注文住宅の請負工事、マンション分譲や不動産賃貸等のマンション事業を始め、集合住宅など大型木造建築物の建築請負等を行う特建事業など、安定的な経営基盤の確立を目指して、住宅に関する周辺領域を対象とした事業分野の拡大を徐々に進めております。

## 2. コーポレートガバナンスの体制の充実

当社は、コーポレートガバナンスの充実が、上場企業として当社のステークホルダーの方々（株主、従業員、顧客、地域社会等）からの信頼性を向上させ、ひいては継続的に企業価値を安定的かつ着実に向上させるものとして以下の施策を行っております。

なお、「コーポレートガバナンス・コード」（東京証券取引所 2021年6月11日改訂）に対しては、これを遵守すべきものとして社内体制の整備を進めており、対応状況に関しては、当社の「コーポレートガバナンスに関する報告書」（令和4年1月28日）をご覧ください。

### （企業統治の体制）

当社の企業統治体制について、従来は監査役会設置会社でありましたが、平成28年1月に監査等委員会設置会社に移行しております。これにより株主総会、取締役会、監査等委員会を設置し取

締役の職務執行の監督、監査の体制を強化いたしました。また、コンプライアンスに徹した透明性の高い経営を目指し、内部統制システムの基本方針に基づき企業体制の充実を図っております。取締役会は、原則月1回開催し、また必要に応じ随時開催しております。

また、当社は、監査等委員3名のうち2名を社外取締役で構成し、客観的かつ中立的な立場からの経営管理、チェック体制を整えております。

(内部監査および監査等委員会による監査)

当社は、代表取締役社長直属の内部監査室を設置しております。内部監査室による内部監査は定期的に行われ、社内業務の実施が諸規則、処理基準、手続き等に正しく準拠しているか否か調査し、監査の結果を社長および取締役に報告しております。また、常勤監査等委員は当該内部監査に同行し、業務の実施状況を把握しております。

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（常勤取締役1名、社外取締役2名）からなり、原則月1回開催しており、会社の監査に関する重要な事項について報告を受け、協議、決議を行っております。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### 1. 本プラン導入の目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記Ⅰに記載の基本方針に沿って導入するものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間、ならびに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としております。

なお、令和4年10月31日現在における当社大株主の状況は、別紙1「当社株式の状況」の通りであり、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けておりません。

また、当社の筆頭株主であり議決権の34.01%を保有する中島興産株式会社は、当社代表取締役中島雄司が同社の代表取締役を兼務しており、現時点において、本プランの適用対象とはなりません。当社と中島興産株式会社の間には、代表取締役以外に役員等の兼務はなく、中島興産株式会社が今後も当社株式等を保有し続けることについての契約等は存在しておりません。従って、当面は当社代表取締役を始めとする当社役員やその親族等が保有している株式と合わせた37.37%の株式が安定株主として当社株式を保有されるものと認識しておりますが、将来は中島興産株式会社や役員等の各個人の事情、当社の今後の資本政策等により議決権の保有割合が低下し、当社株式の流動性が増す可能性は否定できません。このような状態に至った場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する大規模買付行為が行われる可能性も想定されることから、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上するためには、本プランを設定することが必要であると判断いたしました。

## 2. 本プランの内容

本プランは、以下の通り、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

### (1) 本プランに係る手続き

#### ① 対象となる大規模買付け等

本プランは以下の(i)から(iii)までのいずれかに該当する当社株式等の買付けまたはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付け等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付け等を行い、または行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

- (i) 当社が発行者である株式等（注1）について、議決権保有割合（注2）が20%以上となる買付けその他の取得（注3）
- (ii) 当社が発行者である株式等（注4）について、当社の特定の株主の株式等の議決権保有割合（注5）およびその特別関係者（注6）の議決権保有割合の合計が20%以上となる当該株式等の買付けその他の取得（注7）
- (iii) 上記(i)または(ii)に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本(iii)において同じとします。）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注8）を樹立する行為（注9）（ただし、当社が発行者である株式等につき当該特定の株主と当該他の株主の議決権保有割合の合計が議決権の20%以上となるような場合に限り。）

(注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

(注2) 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとしますが、かかる株式等保有割合の計算上、(イ) 同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、ならびに(ロ) 当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関ならびに当該特定の株主の公開買付代理人および主幹事証券会社（以下、「契約金融機関等」といいます。）は、本プランにおいては当該特定の株主の共同保有者

(金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じ。)とみなします。また、かかる議決権保有割合の計算上、当社の議決権の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

- (注3) 売買その他の契約に基づく株式等の引渡請求権を有することおよび金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。
- (注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、かかる議決権の所有割合の計算上、当社の議決権の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者および(ii)契約金融機関等は、本プランにおいては当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。
- (注7) 買付けその他の有償の譲受けおよび金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。
- (注8) 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株式等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主および当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。
- (注9) 本文の(iii)所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告に従って行うものとします。なお、当社取締役会は、上記(iii)の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

## ② 意向表明書の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付け等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付け等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下、「意向表明書」といいます。)を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

### (i) 買付者等の概要

- (イ) 氏名または名称および住所または所在地
- (ロ) 代表者の役職および氏名
- (ハ) 会社等の目的および事業の内容
- (ニ) 大株主または大口出資者(所有株式または出資割合上位10名)の概要

- (ホ) 国内連絡先
- (ハ) 設立準拠法
- (ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数および意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況
- (iii) 買付者等が提案する大規模買付け等の概要（買付者等が大規模買付け等により取得を予定する当社の株式等の種類および数、ならびに大規模買付け等の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、投下資本の回収方針、大規模買付け等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（注10）その他の目的がある場合には、その旨および内容。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）を含みます。）

(注10) 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。

### ③ 本必要情報の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付け等に対する株主および投資家の皆様のご判断ならびに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日（注11）（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記②（i）（ホ）の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、情報リストに従い買付者等から提供された情報では、大規模買付け等の内容および態様等に照らして、株主および投資家の皆様のご判断ならびに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付け等の内容および態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

- (i) 買付者等およびそのグループ（共同保有者、特別関係者およびファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名および職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付け等の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法および内容（経営参画の意思の有無、大規模買付け等の対価の種類および金額、大規模買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数および買付け等を行った後における株式等所有割合、大規模買付け等の方法の適法性を含みます。）

- (iii) 大規模買付け等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 大規模買付け等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法および関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付け等に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡がある場合はその内容および当該第三者の概要
- (vi) 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付け等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付け等の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- (ix) 大規模買付け等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客および地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (x) 大規模買付け等の実行後における、役員候補者およびその略歴
- (xi) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- (xii) 前各号に定めるほか、当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(注11) 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付け等の提案がなされた事実については適切に開示し、提案の概要および本必要情報の概要その他の情報のうち株主および投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を速やかに開示いたします。

#### ④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付け等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)または(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）

す。)として設定し、速やかに開示いたします。大規模買付け等は、本プランに別段の記載がない限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

(i) 対価を現金(円貨)のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間

(ii) その他の大規模買付け等の場合には最大90日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が合理的に必要な事由があると認める場合に限り、延長できるものとします(延長の期間は最大30日間とします。)。その場合は、延長期間および当該延長期間が必要とされる具体的理由を買付者等に通知するとともに、株主および投資家の皆様に開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付け等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付け等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主および投資家の皆様に開示いたします。

また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付け等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主および投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

#### ⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

本プランでは、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断および対応の客観性、合理性を確保するための機関として独立委員会を設置し、発動の是非について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしております。独立委員会は、独立委員会規程(概要については別紙2をご参照ください。)に従い、当社社外取締役、または社外有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準じる者)で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成されるものとします。本プラン導入当初における独立委員会の委員には、別紙3「独立委員会委員の略歴」に記載の3氏が就任いたします。

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)または(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とそ

の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

(i) 買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きにつきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該買付者等に対して要求した後5営業日（初日不算入）以内に当該違反が是正されない場合には、取締役会評価期間が設定される前であっても、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

(ii) 買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合には、原則として、当社取締役会に対して対抗措置の発動を行わないよう勧告します。

ただし、本プランに規定する手続きが遵守されている場合であっても、例えば以下(イ)から(又)までに掲げる事由により、当該買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められかつ対抗措置の発動が相当と判断される場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

(イ) 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社または当社関係者に引取らせる目的で当社の株式等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合

(ロ) 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合

(ハ) 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合

(ニ) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高価売抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合

(ホ) 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に

- 当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (ハ) 買付者等の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期および方法を含みます。））、違法性の有無ならびに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると判断される場合
  - (ト) 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想される等、当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
  - (チ) 買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
  - (リ) 買付者等の経営陣または主要株主もしくは出資者に反社会的勢力またはテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
  - (ヌ) その他(イ) から(リ) までに準じる場合で、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

#### ⑥ 取締役会の決議

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに対抗措置の発動または不発動その他必要な決議を行うものとし、

また、独立委員会から対抗措置不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。しかしながら、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると当社取締役会が認める場合には、(a) 対抗措置発動の決議を行うか、あるいは、(b) 不発動の決議を行わずに、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様にご質問の⑦の方法により当社株主総会を招集することができるものとし、

当社取締役会が対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、(i) 買付者等が大規模買付け等を中止した場合または(ii) 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置発動の停止の決議を行うものとし、

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

### ⑦ 当社株主総会の招集

当社取締役会が自らの判断で本プランによる対抗措置を発動することの可否について株主の意思を確認するために当社株主総会を開催すべきと判断した場合には、当社取締役会は可及的速やかに当社株主総会を招集します。この場合には、大規模買付け等は、当社株主総会における対抗措置の発動議案否決および当該株主総会の終結後に行われるべきものとします。当該株主総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が可決された場合、当社取締役会は、当該大規模買付け等に対して本プランによる対抗措置発動の決議を行うこととします。なお、当該株主総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が否決された場合には、当該大規模買付け等に対しては本プランによる対抗措置の発動は行われません。

当該株主総会の招集手続きが執られた場合であっても、その後、当社取締役会において対抗措置不発動の決議を行った場合や当社取締役会にて対抗措置の発動を決議することが相当であると判断するに至った場合には、当社は当社株主総会の招集手続きを取り止めることができず。かかる決議を行った場合も、当社は、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

### (2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙4「新株予約権無償割当ての概要」に記載の通りとしますが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、(i) 当社取締役会が所定の手続きに従って定める一定の買付者等ならびにその共同保有者および特別関係者ならびにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下、「例外事由該当者」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件または(ii) 当社が本新株予約権の一部を取得することとするとともに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項等、大規模買付け等に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

### (3) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランは本総会における承認を条件として効力を生じ、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで有効とします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、随時、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更することができるものとします。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株

主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランが廃止されまたは本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更が行われた場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

### 3. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、経済産業省・企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が平成27年6月1日に公表（2021年6月11日改訂）した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」の内容を踏まえております。

#### (1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的

本プランは、上記1. に記載の通り、当社株式等に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

#### (2) 事前開示・株主意思の尊重

当社は、取締役会において決議された本プランを本総会において議案としてお諮りすることを併せて当社取締役会で決議しております。また、上記2. (3) に記載した通り、本プランの有効期間は本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであり、本総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本プランの導入および廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

#### (3) 当社判断の客観性・合理性の確保

##### ① 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

当社は、上記2. に記載の通り、本プランに基づく大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を確保することを目的として独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動または不発動の決議に際して独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。

また、当社は、独立委員会の判断の概要について株主および投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

② 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記2. に記載の通り、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

③ デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記2. (3) に記載の通り、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

4. 株主および投資家の皆様への影響等

(1) 本プランの導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその導入時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記2. (1) に記載の通り、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本プランによる本新株予約権の無償割当てを行う場合の株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。

このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式にかかる法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、例外事由該当者につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、その後に対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。

例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動を停止し、本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有す

る当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主および投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、例外事由該当事者の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、例外事由該当事者以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

### (3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、無償割当てがなされる本新株予約権に取得条項が付され、当社が本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社株式を受領することになります。ただし、例外事由該当事者については、その有する本新株予約権が取得の対象とならないことがあります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法、株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令および金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示または通知を行いますので当該開示または通知の内容をご確認ください。

以 上

## 当社株式の状況（令和4年10月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 67,600,000株  
 (2) 発行済株式の総数 16,901,900株  
 (3) 株主数 15,063名  
 (4) 当社の大株主の株式保有状況

| 株主名                                                                    | 所有株式数<br>(株) | 発行済株式の総数に対する<br>所有株式数の割合 (%) |
|------------------------------------------------------------------------|--------------|------------------------------|
| 中島興産株式会社                                                               | 4,721,000    | 34.01                        |
| 伏見管理サービス株式会社                                                           | 1,800,000    | 12.96                        |
| ビービーエイチ フォー フィデリティ ロー<br>プライズド ストック ファンド (プリンシパル<br>オール セクター サポートフォリオ) | 1,151,114    | 8.29                         |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託<br>□)                                           | 627,800      | 4.52                         |
| 中島 雄司                                                                  | 338,900      | 2.44                         |
| 五十嵐 幸造                                                                 | 312,000      | 2.24                         |
| 西河 洋一                                                                  | 210,000      | 1.51                         |
| ビービーエイチ フィデリティ グループ ト<br>ラスト ベネフィット プリンシパル オール<br>セクター サポートフォリオ        | 194,517      | 1.40                         |
| SMB C日興証券株式会社                                                          | 171,000      | 1.23                         |
| ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 1<br>40040                                         | 133,000      | 0.95                         |

- (注) 1. 当社は、自己株式を3,006,166株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 2. 発行済株式の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てて表示しております。  
 3. 発行済株式の総数に対する所有株式数の割合は、議決権の比率にて計算しております。

以 上

## 独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を確保することを目的として、設置される。
2. 独立委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1) 当社社外取締役または(2) 社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、もしくは学識経験者またはこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員会委員との間で、善管注意義務および秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日または別途当該独立委員会委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役または各独立委員会委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、当該独立委員会委員を除く独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
  - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非
  - (2) 本プランに係る対抗措置発動の停止
  - (3) 本プランの廃止および変更
  - (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項
 各独立委員会委員は、独立委員会における審議および決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役または従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見または説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以 上

独立委員会委員の略歴（五十音順）

今川 忠（いまがわ ただし）

- 昭和57年 4月 弁護士登録  
協和綜合法律事務所（旧 阪口法律事務所）入所
- 昭和62年 4月 協和綜合法律事務所 パートナー弁護士
- 平成19年 4月 大阪弁護士会副会長
- 平成28年 6月 昭栄薬品株式会社取締役（監査等委員）
- 平成31年 4月 大阪弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長

田村 一美（たむら かずみ）

- 昭和61年 4月 瑞穂監査法人入所
- 平成元年10月 公認会計士登録
- 平成3年 1月 田村一美公認会計士事務所（現 田村一美会計事務所）開設 所長
- 平成14年 7月 当社監査役
- 平成18年 7月 神明監査法人（現 協立神明監査法人）代表社員
- 平成28年 1月 当社取締役（監査等委員）（現任）
- 令和2年 7月 税理士法人ティーエーシー代表社員・所長（現任）

水永 誠二（みずなが せいじ）

- 平成元年 4月 弁護士登録  
中村法律事務所入所
- 平成3年 4月 牧野内綜合法律事務所入所（現任）
- 平成15年 6月 株式会社アーネストワン社外監査役（現任）
- 平成16年 1月 当社監査役
- 平成28年 1月 当社取締役（監査等委員）（現任）

※ 田村一美氏および水永誠二氏は社外取締役（監査等委員）です。

田村一美氏および水永誠二氏は株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。

上記3氏と当社との間には、特別の利害関係または取引関係はありません。

以 上

## 新株予約権無償割当ての概要

## 1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

## 2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

## 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

## 4. 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

## 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

## 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

## 7. 本新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は当社取締役会において別途定めるものとします（なお、当社取締役会が所定の手続きに従って定める一定の買付者等ならびにその共同保有者および特別関係者ならびにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めたる者等（以下、「例外事由該当者」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件等、大規模買付け等に対する対抗措置としての効果を勘案した行使条件を付すこともあり得ます。）。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、本新株予約権の全部または例外事由該当者以外の新株予約権者が保有する本新株予約権についてのみを取得することができる旨の取得条項等を付すことがあり得ます。

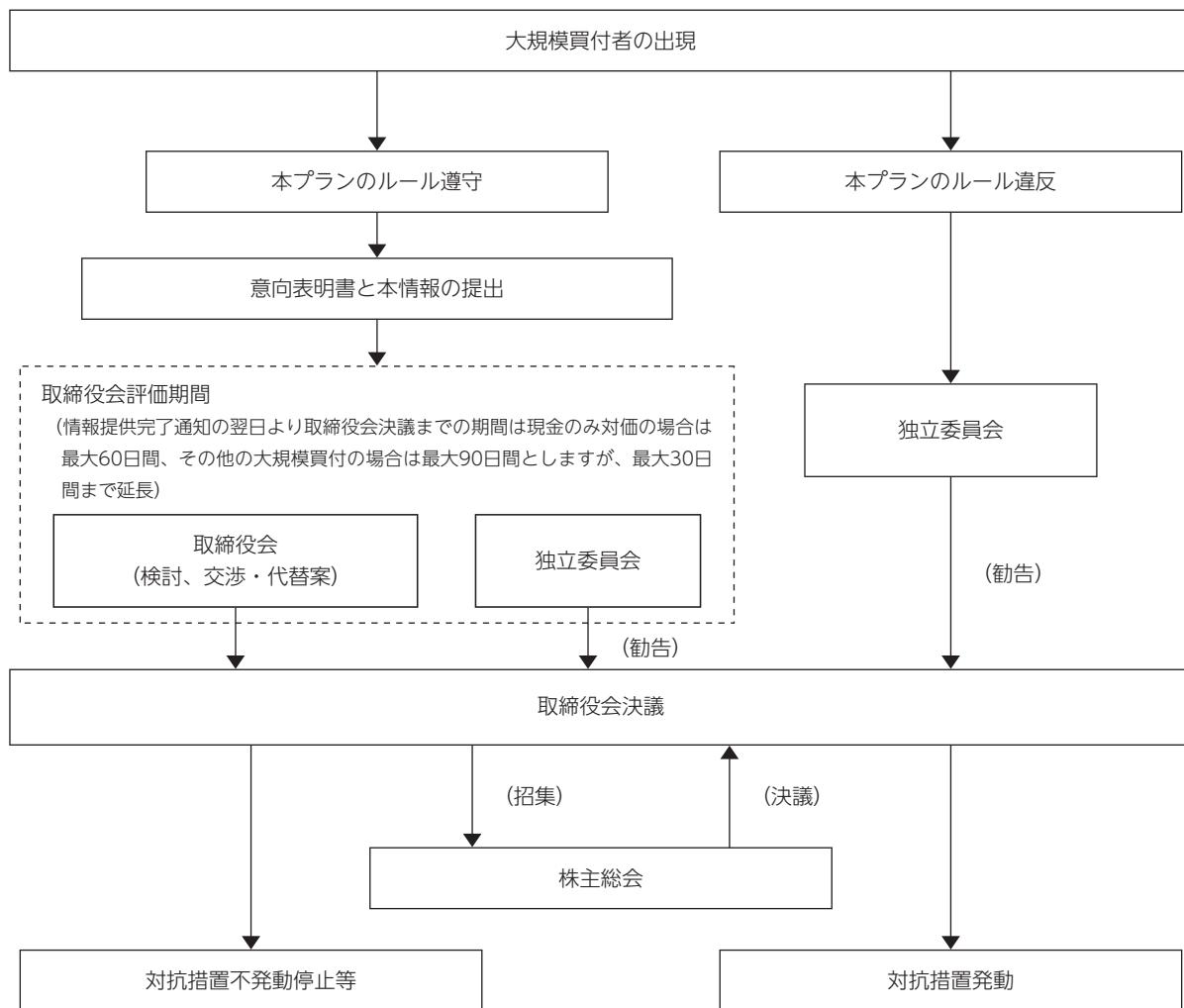
9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとしします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとしします。

以 上



※ 本図は、本プランの手続きの流れに関する概要を記載したものです。詳細につきましては、本文をご参照ください。

以上

## 事業報告

(令和3年11月1日から  
令和4年10月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期しながら、徐々に正常化に向かつてはいるものの、感染者が不規則にピークを迎える等、依然として予断を許さない状況が続いております。また、ウクライナ情勢が長期化しエネルギー価格や各種原材料が高騰する中、急激な円安進行も相まって、光熱費や食糧品などの生活に不可欠な物価の高騰が続いており、景気の先行きが見通せない状況が続いております。

不動産業界におきましては、リモートワークを始めとする各種の感染対策を働き方や日常生活に取り入れた新しい生活様式の広まりにより、戸建住宅に対する需要の拡大など底堅い動きがみられるものの、住宅販売価格の上昇により、住宅需要への影響が懸念される状況が強まっております。また、ウッドショックによる木材価格の上昇は落ち着いてきておりますが、全体的な物価上昇による建築コストや工期などへの影響は払拭されず、事業環境の厳しさは強まる状況となっております。

このような環境の中、当社グループでは、企業理念「1. 住宅作りにおいて、社会へ貢献する。2. より良いものを、より安く、より早く、より安全に提供することで社会へ貢献する。3. 人を育て、健全経営を行い、社会へ貢献する。」の下、お客様のニーズに即した魅力的な住宅を、適切な価格で供給することに注力し、業績の向上を目指して取り組んでおります。

戸建事業におきまして、主力の戸建分譲では、主にウッドショックの影響により建築コストが上昇傾向となっておりますが、厳選した分譲用地の仕入や積極的なバリューエンジニアリングの推進により、前連結会計年度に比べて平均販売単価が上昇し、収益性は改善いたしました。一方、販売棟数につきましては、当連結会計年度の期首時点では完成在庫が前連結会計年度に比べて減少しており、販売棟数を拡大するためには販売用不動産在庫の拡充が必要であるため、分譲用地の仕入を厳選しつつ仕入業務の活性化により仕入棟数の増加に取り組むとともに、工程管理を強化し、用地仕入から建物完成までの事業サイクルの短縮に注力して取り組んでまいりました。これらの取組みにより、徐々に仕掛在庫は増加いたしました。各種建築資材や住宅設備の価格上昇に対応し適切にコストをコントロールすることにも留意した結果、完成棟数の増加は第4四半期連結会計期間に集中したため、十分に販売に繋げることができず、当連結会計年度の販売棟数は1,198棟（前連結会計年度比 10.8%減）と前連結会計年度を下回る実績となりました。請負工事につきましては、多様な顧客ニーズに適切に対応できるプランを取り入れることで顧客への提案力の強化等に取り組んでまいりましたが、急激に建築コストが上昇する状況の中、受注は伸び悩む傾向となり、引渡棟数は53棟（同 24.3%減）にとど

まる結果となりました。

マンション事業では、賃貸による安定的な収益を着実に拡大するべく自社建築を進めていた木造集合住宅1棟(全12戸)が令和4年3月に完成した他、賃貸用不動産建築用地の新規取得も進めております。また、区分所有単位で取得した中古マンションのリノベーション販売にも継続して取り組み、当連結会計年度の販売実績は26戸(同44.4%増)となりました。特建事業につきましては、前連結会計年度に受注した木造集合住宅1棟の請負工事が完成・引渡となった他、新たに3件を受注いたしました。

これらの結果、当連結会計年度における経営成績は、売上高399億65百万円(前連結会計年度比6.3%減)、営業利益32億19百万円(同9.1%減)、経常利益31億55百万円(同9.8%減)、親会社株主に帰属する当期純利益20億50百万円(同10.3%減)となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度の売上高は45百万円減少し、売上原価は50百万円減少し、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ5百万円増加しております。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

#### イ. 戸建事業

戸建事業のうち主力の戸建分譲について、当連結会計年度における販売棟数は1,198棟(うち、戸建分譲1,104棟、土地分譲94区画)(前連結会計年度比10.8%減)となり、売上高は374億50百万円(同6.7%減)となりました。前連結会計年度には、主に収益性の回復に向けて完成在庫の販売を積極的に推進していたのに対し、当連結会計年度においては期中の完成在庫棟数は前連結会計年度より減少しており、販売棟数拡大に向けて分譲用地仕入と工程管理の強化に取り組み、供給棟数の増加を目指してまいりました。しかしながら、第4四半期連結会計期間に完成棟数が集中する結果となり、十分に販売に繋げることができず販売棟数は前連結会計年度より減少いたしました。一方、収益性については、ウッドショック等による建築コストの上昇が生じたものの、これまで分譲用地の仕入を厳選しバリューエンジニアリングを推進してきた成果などにより、前連結会計年度に比べて平均販売単価が上昇し、収益性が改善いたしました。請負工事におきましては、引渡棟数は53棟(うち、注文住宅52棟、その他請負工事1件)(同24.3%減)となり、売上高は10億24百万円(同20.8%減)となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、従来の方法に比べて請負工事の売上高は54百万円減少しております。戸建事業に関するその他の売上高は1億51百万円(同14.7%減)となりました。

これらの結果、戸建事業全体の売上高は386億26百万円(同7.1%減)となり、セグメント利益は39億57百万円(同7.1%減)となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、従来の方法に比べて戸建事業全体の売上高は54百万円減少、セグメント利益は2百万円増加しております。

## ロ. その他

その他の事業セグメントのうち、マンション事業について、賃貸収益による売上高は6億34百万円（前連結会計年度比 5.4%増）となりました。前連結会計年度中に取得・完成した賃貸マンションや当連結会計年度に完成した木造集合住宅が賃貸収益の増加に寄与いたしております。マンション分譲については、当連結会計年度にはリノベーションマンション26戸（同 44.4%増）を販売し、売上高は6億43百万円（同 51.6%増）となりました。特建事業では、前連結会計年度には売上高はありませんでしたが、当連結会計年度には木造集合住宅1棟の請負工事が完成・引渡となった他、3件の新規受注を行い、売上高52百万円を計上しております。なお、収益認識会計基準等の適用により、従来の方法に比べて特建事業の売上高は9百万円増加しております。

これらにマンション事業に関するその他の売上高2百万円（同 40.8%増）を加え、その他の事業セグメント全体の売上高は13億32百万円（同 29.7%増）となり、セグメント利益は3億21百万円（同 13.1%増）となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、従来の方法に比べてその他の事業セグメント全体の売上高は9百万円増加、セグメント利益は2百万円増加しております。

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、総額で6億28百万円の設備投資を行っております。その主なものは、戸建事業におけるモデルハウス建築用地の取得（2物件）88百万円、その他の事業セグメントにおける賃貸用不動産建築用地の取得（3物件）3億38百万円および賃貸用不動産の建築45百万円であります。

### ③ 資金調達の状況

当社グループの主な資金需要は分譲用地の仕入資金および収益物件の購入資金等であり、主に当座貸越契約を含む金融機関からの借入により調達しております。当連結会計年度末の借入金残高は83億50百万円であります。

### ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

### ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

### ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

### ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

### ① 企業集団の財産および損益の状況

| 区 分                      | 第21期<br>(令和元年10月期) | 第22期<br>(令和2年10月期) | 第23期<br>(令和3年10月期) | 第24期<br>(当連結会計年度)<br>(令和4年10月期) |
|--------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円)               | 43,111,803         | 43,593,545         | 42,631,991         | 39,965,281                      |
| 経 常 利 益 (千円)             | 3,673,020          | 2,579,875          | 3,497,237          | 3,155,695                       |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 (千円) | 2,404,434          | 1,670,875          | 2,285,905          | 2,050,566                       |
| 1株当たり当期純利益               | 173円27銭            | 120円29銭            | 164円50銭            | 147円57銭                         |
| 総 資 産 (千円)               | 50,391,852         | 47,565,238         | 50,911,472         | 52,999,697                      |
| 純 資 産 (千円)               | 33,272,386         | 34,428,709         | 36,253,057         | 37,807,110                      |
| 1株当たり純資産額                | 2,330円81銭          | 2,407円69銭          | 2,530円32銭          | 2,634円39銭                       |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

### ② 当社の財産および損益の状況

| 区 分            | 第21期<br>(令和元年10月期) | 第22期<br>(令和2年10月期) | 第23期<br>(令和3年10月期) | 第24期<br>(当事業年度)<br>(令和4年10月期) |
|----------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売 上 高 (千円)     | 39,595,028         | 39,166,105         | 36,182,201         | 33,364,063                    |
| 経 常 利 益 (千円)   | 3,388,523          | 2,414,118          | 3,129,540          | 2,816,335                     |
| 当 期 純 利 益 (千円) | 2,303,879          | 1,617,546          | 2,147,703          | 1,931,911                     |
| 1株当たり当期純利益     | 166円03銭            | 116円45銭            | 154円56銭            | 139円03銭                       |
| 総 資 産 (千円)     | 46,362,061         | 43,645,216         | 47,357,500         | 48,702,900                    |
| 純 資 産 (千円)     | 32,234,497         | 33,291,501         | 34,867,522         | 36,200,378                    |
| 1株当たり純資産額      | 2,319円88銭          | 2,393円09銭          | 2,505円61銭          | 2,600円73銭                     |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

### (3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会社名       | 資本金      | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容                      |
|-----------|----------|----------|------------------------------|
| アオイ建設株式会社 | 10,000千円 | 60.0%    | 戸建住宅の分譲および建築請負、宅地の分譲、不動産賃貸 等 |

(注) 当社の非連結子会社としてファースト工務店株式会社および有限会社アオイ設計事務所がありますが、資産、売上高等からみて、いずれも連結の範囲から除いてもその企業集団の財産および損益の状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものとして、連結の範囲に含めておりません。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

当社グループは、今後も企業理念に基づいた事業の拡大を継続していくためには、会社の成長に応じた人材の採用ならびに育成、施工能力の確保と建設労働者の減少・高齢化への対処、および、事業の多角化による安定的な経営基盤の確立が必要であると考えております。

人材の採用ならびに育成につきまして、当社の企画営業職は、販売をアウトソーシングする一方、緻密なマーケット調査、プロジェクトの立案、土地の仕入からプランニング、官公庁における許認可の取得、契約と業務が多岐にわたるため、その育成は非常に重要であります。また、工事部門では、施工は協力業者に分離発注する一方、工程、品質、コスト、安全の4つを徹底して管理することに人的資源を集中しておりますが、お客様にご満足していただける商品を作り、事業を拡大していくためには、これを適切に管理する人材を確保し、育成していくことが必要であります。

これに対し、人材の採用につきましては、長期的かつ安定的な人材確保を目的として、新卒者の定期採用を継続して実施しており、当連結会計年度におきましては29名が入社いたしました。更に、中途採用も継続して実施し、即戦力となる人材の確保に努めております。育成面においては、オン・ザ・ジョブ・トレーニングによる実務研修のほか、社内外の講師を招いた研修会を定期的開催し、法令等を始めとする、業務に必要な知識や技能の教育を実施しており、また資格支援制度によって各種業務資格の取得を促進しております。

今後も継続して新店舗を出店し、事業エリアを拡大していくためには、その責任者の確保が特に重要であるため、人材の採用ならびに育成を当社の最重要課題として対処してまいります。

施工能力の確保と建設労働者の減少・高齢化への対処につきまして、近年、建設業界において

は、若年層の建設業界離れなどにより、建設労働者の減少や高齢化が進んでおり、当社グループによる住宅の供給棟数を拡大していくためには、施工を行う協力業者の確保が必要となっております。これに対し、当社グループでは、継続して協力業者の新規開拓に取り組むとともに、海外からの技能実習生の受け入れ等の取組みを行っております。

事業の多角化による安定的な経営基盤の確立につきましては、わが国において将来的な人口や世帯構成の変化が予想されており、それに伴って住宅ニーズも多様化することが見込まれるため、主力の戸建分譲に加え第2、第3の収益の柱となる事業の育成が重要であると考えております。これに対しては、当社グループでは現在、注文住宅の請負工事、マンション分譲や不動産賃貸等のマンション事業を始め、集合住宅などの大規模木造建築物の建築請負等を行う特建事業など、安定的な経営基盤の確立を目指して、住宅に関する周辺領域を対象とした事業分野の拡大を徐々に進めております。

#### (5) 主要な事業内容（令和4年10月31日現在）

| 事業区分   | 事業内容                        |
|--------|-----------------------------|
| 戸建事業   | 戸建住宅の分譲および建築請負、宅地の分譲等       |
| その他の事業 | マンションの分譲、不動産賃貸、木造建築物等の建築請負等 |

#### (6) 主要な営業所等（令和4年10月31日現在）

##### ① 当社

| 本社    | 兵庫県尼崎市東難波町五丁目6番9号 |                |
|-------|-------------------|----------------|
| 支社・支店 | 首都圏支社（さいたま市南区）    | 松戸支店（千葉県松戸市）   |
|       | 東海支社（愛知県春日井市）     | 名古屋支店（名古屋市名東区） |
|       | 名古屋西支店（名古屋市西区）    | 京都東支店（京都市山科区）  |
|       | 京都西支店（京都府向日市）     | 高槻支店（大阪府高槻市）   |
|       | 枚方支店（大阪府枚方市）      | 守口支店（大阪府守口市）   |
|       | 福島支店（大阪市福島区）      | 東大阪支店（大阪府東大阪市） |
|       | 堺支店（堺市堺区）         | 奈良支店（奈良県奈良市）   |
|       | 尼崎支店（兵庫県尼崎市）      | 西宮支店（兵庫県西宮市）   |
|       | 御影支店（神戸市東灘区）      | 神戸支店（神戸市中央区）   |
|       | 明石支店（兵庫県明石市）      | 加古川支店（兵庫県加古川市） |
|       | 姫路支店（兵庫県姫路市）      | 広島東支店（広島市東区）   |
|       | 福岡支店（福岡市博多区）      |                |

##### ② 子会社

|           |                          |
|-----------|--------------------------|
| アオイ建設株式会社 | 本社（相模原市南区）、厚木支店（神奈川県厚木市） |
|-----------|--------------------------|

## (7) 使用人の状況 (令和4年10月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分    | 使用人数 (前連結会計年度末比増減) |
|---------|--------------------|
| 戸建事業    | 330名 (+11名)        |
| その他の事業  | 3名 ( - )           |
| 全社 (共通) | 55名 (△3名)          |
| 合計      | 388名 (+8名)         |

(注) 使用人数は従業員数であります。

### ② 当社の使用人の状況

| 使用人数 (前事業年度末比増減) | 平均年齢 (前事業年度)  | 平均勤続年数 (前事業年度) |
|------------------|---------------|----------------|
| 323名 (△3名)       | 37.4歳 (37.6歳) | 6年4ヶ月 (6年4ヶ月)  |

(注) 使用人数は従業員数であります。

## (8) 主要な借入先の状況 (令和4年10月31日現在)

| 借入先          | 借入金残高       |
|--------------|-------------|
| 株式会社三井住友銀行   | 4,068,632千円 |
| 株式会社四国銀行     | 999,233     |
| 株式会社横浜銀行     | 811,510     |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 402,735     |
| 株式会社みずほ銀行    | 343,000     |

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (令和4年10月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 67,600,000株
- ② 発行済株式の総数 16,901,900株
- ③ 株主数 15,063名

④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                                              | 所 有 株 式 数  | 持 株 比 率 |
|--------------------------------------------------------------------|------------|---------|
| 中 島 興 産 株 式 会 社                                                    | 4,721,000株 | 34.0%   |
| 伏 見 管 理 サ ー ビ ス 株 式 会 社                                            | 1,800,000  | 13.0    |
| ビービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライズド ストック<br>ファンド（プリンシパル オール セクター サポートフォリオ） | 1,151,114  | 8.3     |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                                            | 627,800    | 4.5     |
| 中 島 雄 司                                                            | 338,900    | 2.4     |
| 五 十 嵐 幸 造                                                          | 312,000    | 2.2     |
| 西 河 洋 一                                                            | 210,000    | 1.5     |
| ビービーエイチ フィデリティ グループ トラスト ベネフィ<br>ット プリンシパル オール セクター サポートフォリオ       | 194,517    | 1.4     |
| S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社                                            | 171,000    | 1.2     |
| ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 1 4 0 0 4 0                                    | 133,000    | 1.0     |

- (注) 1. 当社は、自己株式を3,006,166株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況  
該当事項はありません。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                                 | 第1回新株予約権<br>(株式報酬型ストック・オプション)              | 第2回新株予約権<br>(株式報酬型ストック・オプション)              |
|------------------------|---------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                                 | 平成29年2月11日                                 | 平成30年2月17日                                 |
| 新株予約権の数                |                                 | 782個                                       | 748個                                       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                                 | 普通株式 7,820株<br>(新株予約権1個につき10株)             | 普通株式 7,480株<br>(新株予約権1個につき10株)             |
| 新株予約権の払込金額             |                                 | 新株予約権1個当たり12,180円                          | 新株予約権1個当たり13,650円                          |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                                 | 新株予約権1個当たり10円<br>(1株当たり1円)                 | 新株予約権1個当たり10円<br>(1株当たり1円)                 |
| 権利行使期間                 |                                 | 平成29年4月1日から<br>令和19年3月31日まで                | 平成30年4月3日から<br>令和20年4月2日まで                 |
| 行使の条件                  |                                 | (注)                                        | (注)                                        |
| 役員<br>の<br>保有<br>状況    | 取締役<br>(監査等委員を除く)<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 782個<br>目的となる株式数 7,820株<br>保有者数 3名 | 新株予約権の数 748個<br>目的となる株式数 7,480株<br>保有者数 3名 |
|                        | 取締役<br>(監査等委員)                  | —                                          | —                                          |

|                        |                                 | 第3回新株予約権<br>(株式報酬型ストック・オプション)              | 第4回新株予約権<br>(株式報酬型ストック・オプション)                 |
|------------------------|---------------------------------|--------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                                 | 平成31年2月16日                                 | 令和2年2月22日                                     |
| 新株予約権の数                |                                 | 962個                                       | 1,175個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                                 | 普通株式 9,620株<br>(新株予約権1個につき10株)             | 普通株式 11,750株<br>(新株予約権1個につき10株)               |
| 新株予約権の払込金額             |                                 | 新株予約権1個当たり10,190円                          | 新株予約権1個当たり6,940円                              |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                                 | 新株予約権1個当たり10円<br>(1株当たり1円)                 | 新株予約権1個当たり10円<br>(1株当たり1円)                    |
| 権利行使期間                 |                                 | 平成31年4月2日から<br>令和21年4月1日まで                 | 令和2年3月31日から<br>令和22年3月30日まで                   |
| 行使の条件                  |                                 | (注)                                        | (注)                                           |
| 役員<br>の<br>保有<br>状況    | 取締役<br>(監査等委員を除く)<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 962個<br>目的となる株式数 9,620株<br>保有者数 3名 | 新株予約権の数 1,175個<br>目的となる株式数 11,750株<br>保有者数 3名 |
|                        | 取締役<br>(監査等委員)                  | —                                          | —                                             |

|                        |                                 | 第5回新株予約権<br>(株式報酬型ストック・オプション)                 | 第6回新株予約権<br>(株式報酬型ストック・オプション)                 |
|------------------------|---------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                                 | 令和3年2月20日                                     | 令和4年2月19日                                     |
| 新株予約権の数                |                                 | 1,197個                                        | 1,197個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                                 | 普通株式 11,970株<br>(新株予約権1個につき10株)               | 普通株式 11,970株<br>(新株予約権1個につき10株)               |
| 新株予約権の払込金額             |                                 | 新株予約権1個当たり10,470円                             | 新株予約権1個当たり9,260円                              |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                                 | 新株予約権1個当たり10円<br>(1株当たり1円)                    | 新株予約権1個当たり10円<br>(1株当たり1円)                    |
| 権利行使期間                 |                                 | 令和3年4月1日から<br>令和23年3月31日まで                    | 令和4年4月1日から<br>令和24年3月31日まで                    |
| 行使の条件                  |                                 | (注)                                           | (注)                                           |
| 役員<br>の<br>保有<br>状況    | 取締役<br>(監査等委員を除く)<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 1,197個<br>目的となる株式数 11,970株<br>保有者数 4名 | 新株予約権の数 1,197個<br>目的となる株式数 11,970株<br>保有者数 4名 |
|                        | 取締役<br>(監査等委員)                  | —                                             | —                                             |

(注) 各新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査等委員である取締役のいずれの地位も喪失したときに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、取締役、監査等委員である取締役のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の1名（以下、「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。
  - i 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
  - ii 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。
  - iii 相続承継人は、権利行使期間内で、かつ、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り一括して新株予約権を行使することができる。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況（令和4年10月31日現在）  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役 の 状況 (令和4年10月31日現在)

| 会社における地位          | 氏 名  | 担当および重要な兼職の状況                     |
|-------------------|------|-----------------------------------|
| 代表取締役社長           | 中島雄司 |                                   |
| 取締役               | 中山成人 | 企画営業部長                            |
| 取締役               | 大田昌典 | 工事部長                              |
| 取締役               | 東秀彦  | 管理部長                              |
| 取締役<br>(監査等委員・常勤) | 藤本智章 |                                   |
| 取締役<br>(監査等委員)    | 田村一美 | 税理士法人ティーエーシー代表社員・所長               |
| 取締役<br>(監査等委員)    | 水永誠二 | 牧野内総合法律事務所弁護士<br>株式会社アーネストワン社外監査役 |

- (注) 1. 取締役(監査等委員)田村一美氏および取締役(監査等委員)水永誠二氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員・常勤)藤本智章氏および取締役(監査等委員)田村一美氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・藤本智章氏は、税理士事務所に在籍し、決算手続ならびに計算書類の作成等に携わった経験を有しております。
  - ・田村一美氏は、公認会計士の資格を有しております。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために藤本智章氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役(監査等委員)田村一美氏および取締役(監査等委員)水永誠二氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

#### ③ 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

#### ④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の全ての取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が役員としての業務につき行った行為(不作為を含む。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、1年ごとに契約更新しております。

## ⑤ 取締役の報酬等

### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

#### a. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、報酬の額は国内の同業種や同規模の他社の水準を参考のうえ、当社の業績、従業員の賃金の水準などを勘案し、取締役個人に対する基本報酬に関しては、それぞれの能力、貢献度、期待度を勘案して、インセンティブになるように決定する。

#### b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、経常利益の実績に給付割合を乗じた額を当該決算にて役員賞与として支給する。経常利益に対する給付割合は、取締役の現員数を考慮して取締役会で決定した割合とする。取締役個人に対する支給額の配分は、原則として前年の配分割合をベースとし、新任取締役は基本報酬に近い取締役への配分額をベースに配分するが、各取締役の業績等を考慮して決定する。

#### c. 非金銭報酬等に関する方針

中長期的な企業価値の向上との連動性を強化した報酬構成とするため、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を、内規を定め役位・在任年数に応じて割当個数を取締役会により決定する。割り当てる新株予約権は、行使価額1円、権利行使の条件は役員退任時とする。

#### d. 報酬等の割合に関する方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、株主利益とも連動した報酬体系とすることを基本方針とし、基本報酬、業績連動報酬および株式報酬により構成する。

#### e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

取締役の在任中、基本報酬については毎月定められた日に定額で支給し、業績連動報酬および株式報酬については毎年、一定の時期に支給する。

#### f. 報酬等の決定の委任に関する事項

基本報酬および業績連動報酬に関する個々の取締役の報酬額については、株主総会で決議された報酬額の枠内で、取締役会の決議により代表取締役に一任し、代表取締役がそれぞれの能力、貢献度、期待度を勘案してインセンティブとなるよう決定する。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分                         | 報酬等の総額<br>(千円)     | 報酬等の種類別の総額 (千円)   |                 |               | 対象となる<br>役員の員数 |
|-----------------------------|--------------------|-------------------|-----------------|---------------|----------------|
|                             |                    | 基本報酬              | 業績連動<br>報酬等     | 非金銭報酬等        |                |
| 取締役 (監査等委員を除く)<br>(うち社外取締役) | 104,874<br>(-)     | 79,200<br>(-)     | 14,590<br>(-)   | 11,084<br>(-) | 4名<br>(-)      |
| 取締役 (監査等委員)<br>(うち社外取締役)    | 23,000<br>(8,846)  | 20,790<br>(8,316) | 2,210<br>(530)  | -<br>(-)      | 3名<br>(2名)     |
| 合 計<br>(うち社外取締役)            | 127,874<br>(8,846) | 99,990<br>(8,316) | 16,800<br>(530) | 11,084<br>(-) | 7名<br>(2名)     |

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等に係る業績指標は経常利益であり、その実績は2,816,335千円であります。当該指標を選択した理由は、経常利益は企業業績を適切かつ客観的に表す一般的な指標であり、また当社は売上高経常利益率を目標とする指標の一つとしていることからであります。なお、業績連動報酬等の算定方法は、「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」とおりであります。
3. 非金銭報酬等の内容は株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権であり、割当ての際の条件等は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」とおりであります。また、当事業年度の末日における保有状況等は「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
4. 取締役の金銭報酬の額は、平成28年1月26日開催の第17回定時株主総会において年額150,000千円以内 (ただし、使用人分給与は含まない。) と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名であります。また、金銭報酬とは別枠で、平成29年1月26日開催の第18回定時株主総会において、株式報酬型ストック・オプション報酬額として年額15,750千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名であります。
5. 監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、平成28年1月26日開催の第17回定時株主総会において年額25,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名 (うち、社外取締役は2名) であります。
6. 取締役会は、代表取締役社長中島雄司氏に対し、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当部門の業績等を踏まえた役員賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、各取締役の報酬額については株主総会で決議された報酬額の枠内で決定されており、また取締役会には社外取締役2名が出席して役員報酬の決定基準の遵守状況を適切に監督していることで、客観性・透明性を確保しております。

- ハ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金  
該当事項はありません。

二. 社外役員が親会社等または親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役（監査等委員）田村一美氏は、税理士法人ティーエーシーの代表社員・所長であります。なお、当社と同事務所との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）水永誠二氏は、牧野内総合法律事務所の弁護士および株式会社アーネストワンの社外監査役であります。なお、当社と両社との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

|                       | 出席状況、発言状況および<br>社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役（監査等委員）<br>田村 一美 | 当事業年度に開催された取締役会16回のうち14回（定時13/13回、臨時1/3回）に、監査等委員会14回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社の経理システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。同氏は社外取締役に就任以降、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の会計監査や財務報告に関する体制の充実に向けた専門的なアドバイスを行っており、独立した立場から当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。   |
| 社外取締役（監査等委員）<br>水永 誠二 | 当事業年度に開催された取締役会16回のうち14回（定時13/13回、臨時1/3回）に、監査等委員会14回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制ならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。同氏は、社外取締役に就任以降、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社のコンプライアンス体制の充実に向けた法律面からの専門的なアドバイスを行っており、独立した立場から当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。 |

(4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

## ② 報酬等の額

| 区 分                                  | 報酬等の額    |
|--------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額               | 30,600千円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 30,600千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

## ③ 非監査業務の内容

当事業年度において、会計監査人に対する公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の対価の支払はありません。

## ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査等委員会に請求し、監査等委員会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

## ⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## ⑥ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

## 3. 会社の支配に関する基本方針

当社は、平成29年1月10日開催の取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」という。）を定めており、その内容等は次のとおりであります。

## (1) 基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式等の大規模買付行為に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式等の大規模買付行為の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性がある等、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような行為に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式等の大規模買付行為を提案した者との交渉等を行う必要があると考えております。

## (2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

### ① 企業価値向上への取組み

当社は、不動産業（戸建住宅販売）を主力事業としており、企業理念に基づいて社会に貢献するとともに、お客様に良質な住宅を低価格にて提供することによって、業績の向上、収益基盤の強化と経営の安定に努めてまいりました。

当社は、関西地区においては戸建住宅販売でトップクラスの販売棟数を供給するとともに、近年は東海、広島、福岡、関東方面にまで販売網を広めており、今後も既存エリアにおける深耕と事業エリアの拡大を推し進めるために年間2～3支店を目途に支店の新設を継続してまいります。

また、戸建住宅販売事業以外の住宅分野に進出し、注文住宅事業、マンション分譲、賃貸住宅も手がける他、関連事業として住宅オプション事業や損害保険、生命保険の分野にまで業務領域を広げ、平成27年より大型木造建築物の請負事業等も行っております。

当社は、本事業報告「1. 企業集団の現況 (4) 対処すべき課題」に記載の事項を経営の重点課題として認識し、それぞれに対処するための取組みを行っております。

### ② コーポレートガバナンスの体制の充実

当社は、コーポレートガバナンスの充実が、上場企業として当社のステークホルダーの方々（株主、従業員、顧客、地域社会等）からの信頼性を向上させ、ひいては継続的に企業価値を安定的かつ着実に向上させるものとして以下の施策を行っております。

なお、「コーポレートガバナンス・コード」（東京証券取引所 2021年6月11日改訂）に対しては、これを遵守すべきものとして社内体制の整備を進めており、対応状況に関しては、当社の「コーポレートガバナンスに関する報告書」をご覧ください。

#### （企業統治の体制）

当社の企業統治体制について、従来は監査役会設置会社でありましたが、平成28年1月に監査等委員会設置会社に移行しております。これにより株主総会、取締役会、監査等委員会を設置し取締役の職務執行の監督、監査の体制を強化いたしました。また、コンプライア

ンスに徹した透明性の高い経営を目指し、内部統制システムの基本方針に基づき企業体制の充実を図っております。取締役会は、原則月1回開催し、また必要に応じ随時開催しております。

また、当社は、監査等委員3名のうち2名を社外取締役で構成し、客観的かつ中立的な立場からの経営管理、チェック体制を整えております。

(内部監査および監査等委員会による監査)

当社は、代表取締役社長直属の内部監査室を設置しております。内部監査室による内部監査は定期的に行われ、社内業務の実施が諸規則、処理基準、手続き等に正しく準拠しているか否か調査し、監査の結果を社長および取締役へ報告しております。また、常勤監査等委員は当該内部監査に同行し、業務の実施状況を把握しております。

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名(常勤取締役1名、社外取締役2名)からなり、原則月1回開催しており、会社の監査に関する重要な事項について報告を受け、協議、決議を行っております。

- (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成29年1月10日開催の取締役会の決議および平成29年1月26日開催の第18回定時株主総会の決議に基づき、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(会社法施行規則第118条第3号ロ(2))の一つとして、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)を導入いたしました。その後、令和2年1月24日開催の第21回定時株主総会において、所要の変更を行ったうえで、買収防衛策の継続について株主の皆様のご承認をいただいております(以下、継続された現在の買収防衛策を「本プラン」という。)

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、基本方針に沿って導入するものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間、ならびに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としております。

本プランは、以下の(i)から(iii)までのいずれかに該当する当社株式等の買付けまたはこれに類似する行為(ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。以下、「大規模買付け等」という。)がなされる場合を適用対象とし、大規模買付け等を行い、または行おうとする者(以下、「買付者等」という。)は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとし、

- (i) 当社が発行者である株式等について、買付者等の議決権保有割合が20%以上となる買付けその他の取得
- (ii) 当社が発行者である株式等について、買付者等の議決権保有割合およびその特別関係者の議決権保有割合の合計が20%以上となる当該株式等の買付けその他の取得
- (iii) 買付者等が当社の他の株主との間で、当該他の株主が当該買付者等の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該買付者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為

(ただし、当社が発行者である株式等について、当該買付者等と当該他の株主の議決権保有割合の合計が20%以上となる場合に限る。)

買付者等におきましては、大規模買付け等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付け等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下、「意向表明書」という。)を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを意向表明書に記載された国内連絡先に発送し、買付者等には、情報リストに従って大規模買付け等に対する株主および投資家の皆様のご判断ならびに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報(以下、「本必要情報」という。)を日本語で当社に提出していただきます。また、情報リストに従い買付者等から提供された情報では、大規模買付け等の内容および態様等に照らして、株主および投資家の皆様のご判断ならびに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。なお、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知(以下、「情報提供完了通知」という。)いたします。

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、対価を現金(円貨)のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間、その他の大規模買付け等の場合には最大90日間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」という。)として設定いたします。ただし、いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が合理的に必要な事由があると認める場合に限り、最大30日間延長できるものとします。大規模買付け等は、本プランに別段の記載がない限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付け等の内容の検討等を行います。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付け等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主および投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

本プランでは、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断および対応の客観性、合理性を確保するための機関として独立委員会を設置し、発動の是非について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしております。独立委員会は、独立委員会規程に従い、当社社外取締役、または社外有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準じる者)で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成されるものとします。独立委員会は、取締役会評価期間内に、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案と並行して、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株

主共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに対抗措置の発動または不発動その他必要な決議を行うものとし、また、当社取締役会が自らの判断で本プランによる対抗措置を発動することの可否について株主の意思を確認するために当社株主総会を開催すべきと判断した場合には、当社取締役会は可及的速やかに当社株主総会を招集します。この場合には、大規模買付け等は、当社株主総会における対抗措置の発動議案否決および当該株主総会の終結後に行われるべきものとし、

当社が本プランに基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）の無償割当てとします。本新株予約権の無償割当てをする場合には、当社取締役会が所定の手続きに従って定める一定の買付者等ならびにその共同保有者および特別関係者ならびにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下、「例外事由該当者」という。）による権利行使は認められないとの行使条件、または、当社が本新株予約権の一部を取得することとするとともに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項等、大規模買付け等に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

本プランは、令和2年1月24日開催の第21回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで有効とします。なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、随時、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、または変更することができるものとします。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

なお、本プランの詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.f-juken.co.jp/>）に掲載の令和2年1月7日付プレスリリースをご覧ください。

- (4) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについての取締役会の判断

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、経済産業省・企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が平成27年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」（2021年6月11日改訂）の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」の内容を踏まえております。

本プランは、上記(3)に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されております。

本プランは令和2年1月24日開催の第21回定時株主総会において決議されております。また、本プランの有効期間は同定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであり、同定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本プランの導入および廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を確保することを目的として独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動または不発動の決議に際して独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。独立委員会の判断の概要については、株主および投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。本プランに基づく大規模買付け等への対抗措置の発動に際しては、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。更に、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

以上のとおり、本プランはその内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上することに資するものであって、基本方針に沿うものであり、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではありません。

#### 4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、常に企業価値を高めることにより、株主に対し長期的に貢献できる企業を目指しております。従って、剰余金の配当につきましては、将来の事業展開に備えるための内部留保資金の確保、ならびに企業業績等も勘案したうえで、安定した利益還元を念頭に置きながら、配当性向20%を目標として実施してまいりたいと考えております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

上記の考えの下、当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき22円とさせていただきます。この結果、すでに、令和4年7月19日に実施済みの中間配当金1株につき21円と合わせまして、年間配当金は1株につき43円となります。

内部留保資金につきましては、主に事業活動に必要な分譲用地の仕入資金および収益物件の購入資金等として有効活用してまいりたいと考えております。

（注）この事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(令和4年10月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                  | 金 額               | 科 目                  | 金 額               |
|----------------------|-------------------|----------------------|-------------------|
| <b>資 産 の 部</b>       |                   | <b>負 債 の 部</b>       |                   |
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>41,861,573</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>12,768,775</b> |
| 現金及び預金               | 19,173,230        | 支払手形・工事未払金           | 5,231,260         |
| 販売用不動産               | 10,277,646        | 短期借入金                | 5,961,100         |
| 仕掛販売用不動産             | 10,220,829        | 1年内返済予定の長期借入金        | 349,799           |
| 未成工事支出金              | 1,506,354         | 未払法人税等               | 517,801           |
| 貯蔵品                  | 6,349             | 賞与引当金                | 171,239           |
| その他                  | 677,162           | 役員賞与引当金              | 16,800            |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>11,138,124</b> | 完成工事補償引当金            | 32,851            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   | <b>10,216,621</b> | その他                  | 487,921           |
| 建物及び構築物              | 5,731,183         | <b>固 定 負 債</b>       | <b>2,423,812</b>  |
| 土地                   | 6,463,241         | 長期借入金                | 2,039,370         |
| その他                  | 267,225           | 退職給付に係る負債            | 359,162           |
| 減価償却累計額              | △2,245,030        | その他                  | 25,279            |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | <b>318,185</b>    | <b>負 債 合 計</b>       | <b>15,192,587</b> |
| のれん                  | 10,462            | <b>純 資 産 の 部</b>     |                   |
| その他                  | 307,722           | <b>株 主 資 本</b>       | <b>36,561,039</b> |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | <b>603,317</b>    | 資本金                  | 1,584,837         |
| 投資有価証券               | 173,513           | 資本剰余金                | 1,344,145         |
| 繰延税金資産               | 261,490           | 利益剰余金                | 36,208,687        |
| その他                  | 168,314           | 自己株式                 | △2,576,632        |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>52,999,697</b> | <b>その他の包括利益累計額</b>   | <b>45,792</b>     |
|                      |                   | その他有価証券評価差額金         | 45,792            |
|                      |                   | <b>新 株 予 約 権</b>     | <b>61,309</b>     |
|                      |                   | <b>非 支 配 株 主 持 分</b> | <b>1,138,969</b>  |
|                      |                   | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>37,807,110</b> |
|                      |                   | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>52,999,697</b> |

## 連結損益計算書

(令和3年11月1日から  
令和4年10月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額        |
|-----------------|------------|
| 売上高             | 39,965,281 |
| 売上原価            | 33,043,060 |
| 売上総利益           | 6,922,220  |
| 販売費及び一般管理費      | 3,702,428  |
| 営業利益            | 3,219,791  |
| 営業外収益           |            |
| 受取利息            | 374        |
| 受取配当金           | 6,113      |
| 受取手数料           | 4,242      |
| 受取地代家賃          | 3,398      |
| 固定資産売却益         | 4,250      |
| 不動産取得税還付金       | 4,657      |
| その他             | 2,064      |
| 合計              | 25,101     |
| 営業外費用           |            |
| 支払利息            | 87,210     |
| その他             | 1,986      |
| 合計              | 89,197     |
| 経常利益            | 3,155,695  |
| 税金等調整前当期純利益     | 3,155,695  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 1,002,347  |
| 法人税等調整額         | 5,728      |
| 当期純利益           | 2,147,619  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | 97,053     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 2,050,566  |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

# 貸借対照表

(令和4年10月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額               | 科 目                  | 金 額               |
|-----------------------|-------------------|----------------------|-------------------|
| <b>資 産 の 部</b>        |                   | <b>負 債 の 部</b>       |                   |
| <b>流 動 資 産</b>        | <b>38,132,477</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>10,171,280</b> |
| 現金及び預金                | 18,448,745        | 支払手形                 | 2,339,730         |
| 売掛金                   | 8,184             | 工事未払金                | 2,630,094         |
| 販売用不動産                | 9,307,713         | 短期借入金                | 3,855,000         |
| 仕掛販売用不動産              | 8,469,998         | 1年内返済予定の長期借入金        | 316,566           |
| 未成工事支出金               | 1,322,553         | 未払金                  | 97,037            |
| 貯蔵品                   | 6,349             | 未払費用                 | 28,855            |
| 前渡金                   | 215,436           | 未払法人税等               | 471,665           |
| 前払費用                  | 69,209            | 前受金                  | 152,286           |
| 1年内回収予定の<br>関係会社長期貸付金 | 92,880            | 預り金                  | 117,433           |
| その他                   | 191,406           | 賞与引当金                | 124,736           |
| <b>固 定 資 産</b>        | <b>10,570,422</b> | 役員賞与引当金              | 16,800            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>    | <b>8,629,372</b>  | 完成工事補償引当金            | 19,057            |
| 建物                    | 4,686,144         | その他                  | 2,017             |
| 構築物                   | 130,625           | <b>固 定 負 債</b>       | <b>2,331,241</b>  |
| 機械及び装置                | 28,062            | 長期借入金                | 1,983,102         |
| 車両運搬具                 | 56,456            | 退職給付引当金              | 331,393           |
| 工具、器具及び備品             | 132,382           | その他                  | 16,745            |
| 土地                    | 5,141,972         | <b>負 債 合 計</b>       | <b>12,502,521</b> |
| リース資産                 | 12,533            | <b>純 資 産 の 部</b>     |                   |
| 建設仮勘定                 | 11,992            | <b>株 主 資 本</b>       | <b>36,089,934</b> |
| 減価償却累計額               | △1,570,796        | 資本金                  | 1,584,837         |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>    | <b>13,221</b>     | 資本剰余金                | 1,344,145         |
| ソフトウェア                | 691               | その他資本剰余金             | 1,344,145         |
| 電話加入権                 | 411               | <b>利 益 剰 余 金</b>     | <b>35,737,582</b> |
| その他                   | 12,118            | 利益準備金                | 333,073           |
| <b>投資その他の資産</b>       | <b>1,927,829</b>  | その他利益剰余金             | 35,404,509        |
| 出資金                   | 471               | 圧縮積立金                | 5,911             |
| 投資有価証券                | 148,873           | 繰越利益剰余金              | 35,398,597        |
| 関係会社株式                | 1,258,356         | <b>自 己 株 式</b>       | <b>△2,576,632</b> |
| 関係会社長期貸付金             | 177,860           | 評価・換算差額等             | 49,135            |
| 長期前払費用                | 20,073            | その他有価証券評価差額金         | 49,135            |
| 繰延税金資産                | 210,830           | <b>新 株 予 約 権</b>     | <b>61,309</b>     |
| その他                   | 111,363           | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>36,200,378</b> |
| <b>資 産 合 計</b>        | <b>48,702,900</b> | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>48,702,900</b> |

## 損益計算書

(令和3年11月1日から  
令和4年10月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額        |
|--------------|------------|
| 売上高          | 33,364,063 |
| 売上原価         | 27,522,061 |
| 売上総利益        | 5,842,002  |
| 販売費及び一般管理費   | 2,980,214  |
| 営業利益         | 2,861,787  |
| 営業外収益        |            |
| 受取利息         | 3,337      |
| 受取配当金        | 11,126     |
| 受取地代家賃       | 2,856      |
| その他          | 5,079      |
| 合計           | 22,400     |
| 営業外費用        |            |
| 支払利息         | 65,959     |
| その他          | 1,893      |
| 合計           | 67,852     |
| 経常利益         | 2,816,335  |
| 税引前当期純利益     | 2,816,335  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 874,266    |
| 法人税等調整額      | 10,157     |
| 当期純利益        | 1,931,911  |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

令和4年12月23日

ファースト住建株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 前川 英樹  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 仲下 寛司  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ファースト住建株式会社の令和3年11月1日から令和4年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ファースト住建株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

令和4年12月23日

ファースト住建株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大阪事務所

|                    |       |    |    |
|--------------------|-------|----|----|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 前川 | 英樹 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 仲下 | 寛司 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ファースト住建株式会社の令和3年11月1日から令和4年10月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和3年11月1日から令和4年10月31日までの第24期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な法裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年12月24日

ファースト住建株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 藤本 智 章 ㊟

監査等委員 田村 一 美 ㊟

監査等委員 水 永 誠 二 ㊟

(注) 監査等委員田村一美及び水永誠二は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

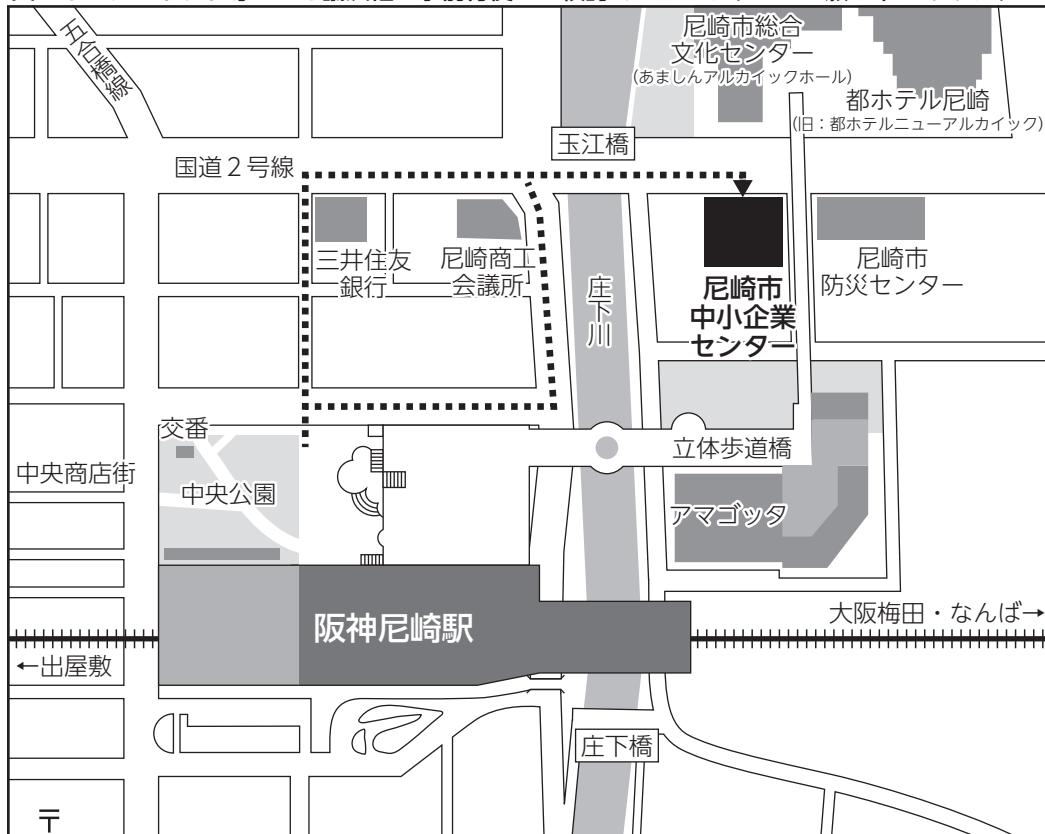


# 株主総会会場ご案内図

**会場** 尼崎市中小企業センター 1階ホール  
〒660-0881 兵庫県尼崎市昭和通二丁目6番68号  
TEL：06-6488-9501 FAX：06-6488-9525 URL：https://www.ama-in.or.jp

**交通** 阪神尼崎駅から徒歩約5分  
阪急線、JR線の各駅からは、バスをご利用ください。

※ 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、当日のご出席を極力お控えいただき、書面（郵送）又はインターネット等による議決権の事前行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。



- ※ ご来場の際には、新型コロナウイルス感染症の感染防止のためにマスクの着用などにご協力ください。  
詳細につきましては、2頁に記載の「当日ご来場される株主様へのご注意とお願い」をご参照ください。
- ※ 株主総会終了後の株主懇談会は中止とさせていただきます。また、飲食物、お土産のご提供もございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ※ 駐車場サービス券等をご用意しておりませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。